

清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和4年2月24日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 伊藤 嘉起

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一
伊藤 嘉起

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①市民環境部市民課、市民環境部生活環境課、健康福祉部社会福祉課、
対象期間：令和3年4月1日から令和3年9月30日までの所管事務
実施期間：令和3年11月1日から令和3年11月25日まで

②健康福祉部健康推進課、建設部土木課、水道事業
対象期間：令和3年4月1日から令和3年10月31日までの所管事務
実施期間：令和3年12月1日から令和3年12月23日まで

③教育部学校給食センター管理事務所、教育部学校教育課、建設部新清洲
駅前周辺まちづくり課
対象期間：令和3年4月1日から令和3年11月30日までの所管事務
実施期間：令和4年1月1日から令和4年1月25日まで

(2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内

容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

1 市民環境部市民課

主な所管の事務は、住民基本台帳、戸籍、個人番号カード交付に関することである。

戸籍関連システム改修業務等委託等機器賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

2 市民環境部生活環境課

主な所管の事務は、廃棄物対策、環境保全に関することである。

各種ゴミの収集運搬、処理・処分業務等委託、斎苑関係周辺対策事業、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

3 健康福祉部社会福祉課

主な所管の事務は、障害福祉、生活保護、人権擁護委員・保護司、日赤、自立支援医療事務である。

地域生活支援事業業務等委託、各種システム及び機器の賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

4 健康福祉部健康推進課

主な所管の事務は、成人保健、母子保健、健康増進、新型コロナワクチン接種、犬の登録・狂犬病予防注射に関することである。

定期予防接種業務等委託、賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

5 建設部土木課

主な所管の事務は、道路・水路の新設改良及び維持管理、街路灯・交通安全、境界立会、に関することである。

用排水路改修工事に伴う実施設計業務等委託、賃貸借、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、公有財産の取得・処分、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

6 建設部上下水道課（水道事業）

主な所管の事務は、水道事業に関することである。

水質検査業務等委託、賃貸借、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 教育部学校給食センター管理事務所

主な所管の事務は、学校給食の振興、給食献立の作成及び栄養報告、給食費、学校給食センター運営委員会に関する事務である。

換気扇・フード等清掃業務等、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

8 教育部学校教育課

主な所管の事務は、学校教育全般、学校施設の整備及び環境衛生、教育施設の設置及び管理、転入学、就学及び要・準要保護、学校保健及び幼稚園に関することである。

清須市小中学校屋内体育施設空調設備設置工事实実施設計業務等、賃貸借、その他の契約文書及び使用料徴収などの事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

9 建設部新清洲駅前周辺まちづくり課

主な所管の事務は、土地区画整理事業、新清洲駅前周辺まちづくりに関することである。

権利者等調査、補償調査、発掘調査等の土地区画整理事業委託、その他の契約文書などの事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、公有財産の取得・処分、負担金についても予算の定めにしたがい適

正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。